

前橋市簡易型条件付一般競争入札取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等（以下「工事等」という。）に係る簡易型条件付一般競争入札の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 簡易型条件付一般競争入札に付する工事等（以下「対象工事等」という。）は、次の各号に掲げる設計金額のものとする。

- (1) 建設工事 130万円超1億円未満
- (2) 測量、建設コンサルタント業務等 50万円超

(大規模災害に係る特例措置)

第2条の2 前項の規定にかかわらず、大規模災害復旧における前橋市建設工事等の入札契約方式の適用ガイドライン（令和2年3月4日伺定め）第2に規定する大規模災害で、かつ、必要と認められる工事等においては、設計金額の上限を1億円とし指名競争入札に付することができるものとする。

(入札の公告等)

第3条 市長は、前条の規定により選定した対象工事等について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6の規定に基づき、公告を行うとともに、前橋市ホームページへの掲載その他の方法により公告するものとする。

2 対象工事等の見積期間には、次に掲げる日を含まないものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

- (1) 前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日
- (2) 8月13日から同月16日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(電子入札システムの利用)

第3条の2 簡易型条件付一般競争入札は、原則としてぐんま電子入札共同システムを使用して行うものとする。

(入札参加資格)

第4条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自治令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者又は同条第2項各号の規定に基づく本市への入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 本市の工事等に係る競争入札参加資格の審査の申請を行い、対象工事等に対応す

る競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、前号の競争入札参加資格の再認定を受けている者）であること。
- (4) 入札参加申請の日から落札決定までの期間に前橋市指名停止措置要綱（平成6年3月29日伺定め）又は前橋市暴力団排除対策措置要綱（平成23年3月17日伺定め）に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本若しくは人事面において、関連がある者でないこと。
- (6) 建設工事の場合にあつては、対象工事等に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (7) 建設工事の場合にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定により、経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評定値の通知（対象工事に係る請負契約を締結する予定の日の1年7か月前の日の直後の事業年度終了の日以降に発せられたものに限る。）を有している者であること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要があるときは、次に掲げる事項に係る入札参加資格を定めることができるものとする。

ア 格付等級

イ 本店、支店又は営業所等の所在地

ウ 同種の施工又は履行実績

エ 配置予定技術者の資格及び施工又は履行経験

オ その他市長が必要と認める事項

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前橋市建設工事等業者選定審査会要綱（平成15年3月27日伺定め）に定める前橋市建設工事等業者選定審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴き、入札参加資格を決定するものとする。

（入札参加申請）

第5条 入札に参加しようとする者は、簡易型条件付一般競争入札参加申請書兼誓約書（様式第1号。以下「申請書」という。）を入札公告に定める期限までに提出するものとする。

- 2 期限までに申請書を提出しない者は、入札に参加することができない。

（設計書等の配布、質問の受付、回答等）

第6条 設計書、図面、仕様書及び現場説明書（以下「設計書等」という。）の配布、入札公告又は設計書等に対する質問及び質問に対する回答は、次に掲げるとおり行う

ものとし、その受付期間等は、入札公告において明らかにするものとする。

(1) 設計書等の配布は、入札公告時にぐんま電子入札共同システムを使用して配布するものとする。

(2) 入札公告又は設計書等に対する質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとする。

(現場説明会)

第7条 現場説明会は、市長が特に必要があると認める場合を除き、開催しないものとする。

(入札の執行及び落札候補者の決定)

第8条 入札及び開札の日時と場所は、入札公告において明らかにするものとする。

2 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認められる場合は、入札者及び当該入札に関係のない職員を立ち合わせないことができるものとする。

3 市長は、開札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最も入札価格の低い者を落札候補者とし、落札決定を保留するものとする。

4 落札候補者となる者が2者以上あるときは、くじ引きにより順位を決定する。

(審査書類の提出)

第9条 市長は、入札参加資格の審査を行うため、開札後直ちに落札候補者に簡易型条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)又は(様式第2号の2)、及び次に掲げる資格審査書類(以下「審査書類」という。)の提出を求めるものとする。

(1) 前橋市外に本店を有する業者が落札候補者となった場合には、関連業者報告書(様式第2号の3)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 落札候補者は、原則として審査書類の提出を求められた日の翌日から起算して2日以内(前橋市の休日を定める条例(平成元年前橋市条例第14号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。))を除く。)までに契約監理課に原則、メールにより提出しなければならない。

3 落札候補者が、前項の規定による提出期限内に審査書類を提出しないときは、原則として当該落札候補者の入札書を無効とする。

(入札参加資格の審査及び落札者の決定)

第10条 市長は、落札候補者から提出のあった審査書類を審査した結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該落札候補者を落札者と決定し、入札参加資格がないと認めた場合は、当該落札候補者の入札を無効とするものとする。

- 2 市長は、落札候補者の入札参加資格がないと認めた場合は、次順位者（予定価格の範囲内で入札した他の者のうち、最低の価格で入札した者）を新たな落札候補者とし、入札参加資格の審査を行うものとする。
- 3 前項の場合において、次順位者について入札参加資格がないと認めた場合は、順次、同様にして入札参加資格があると認める者が確認されるまで入札参加資格の審査を行うものとする。

（落札決定の通知等）

第11条 市長は、前条の規定により落札者を決定したときは、当該落札者及び入札参加者に対し、速やかに通知するものとする。

- 2 市長は、前条の審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないと認めた場合は、簡易型条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第3号）により速やかに通知するとともに、前橋市入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に関する苦情処理要領（平成19年7月24日伺定め。以下「苦情処理要領」という。）第4条の規定に基づき、通知を行った日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に、苦情処理要領で定める苦情申立書（様式第1号）により当該理由について説明を求めることができる旨を教示するものとする。
- 3 市長は、前項の説明を求められたときは、同項の説明を求めることができる申込期限の翌日から起算して2日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し、苦情処理要領で定める苦情申立回答書（様式第2号）により回答するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定により説明を求めた申請者に入札参加資格があると認める場合には、第1項の通知を取り消し、前項の規定による回答と併せて、改めて入札参加資格のある旨を通知するものとする。

（落札候補者の辞退）

第12条 落札候補者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合は、前橋市指名停止措置要綱（平成6年3月29日伺定め）に基づく指名停止措置を行うものとする。

（入札の無効）

第13条 入札参加資格のない者若しくは虚偽の申請を行った者のした入札又は現場説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、無効の入札を行った者を落札者とした場合は落札決定を取り消すものとする。

（特例）

第14条 市長は、この要領によることが不相当と認めるときは、審査会の承認を得て別の取扱いをするものとする。

附 則

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

2 前橋市簡易型条件付き一般競争入札取扱要領(平成18年12月28日伺定め)は、
廃止する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

簡易型条件付一般競争入札参加申請書兼誓約書

年 月 日

（宛先）前橋市長

所 在 地
商号又は名称
代表者の氏名

下記の案件の入札に関し、下記の誓約事項を誓約し、競争入札に参加申請します。

記

1 案件名称

件 名	
-----	--

2 誓約事項

- (1) 本件の競争入札に関し、刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）等の規定に抵触する行為をしません。
- (2) この誓約が虚偽であることが発覚した場合は、前橋市が行う指名停止、契約の解除、違約金の請求、損害賠償の請求その他いかなる処置に対しても、異議は一切申立てません。
- (3) この申請書兼誓約書の写しが公正取引委員会、建設業許可権者及び警察等捜査機関に提供されても、異議はありません。

発行責任者及び担当者

- ・発行責任者 (電話番号)
- ・担 当 者 (電話番号)

様式第2号（第9条関係：建設工事事用）

簡易型条件付一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地
商号又は名称
代表者の氏名

契約事務案件番号	
件名	
フレックス工期	該当 <input type="checkbox"/> （該当の場合は以下に設定する履行期間を記入） ・ 非該当 <input type="checkbox"/> 年 月 日 から 年 月 日

配置予定技術者等

現場代理人		主任技術者（監理技術者）	
氏名		氏名	
上記の者は、経營業務の管理責任者ではない <input type="checkbox"/> 上記の者は、建設業法の専任技術者ではない <input type="checkbox"/>		上記の者は、建設業法の専任技術者ではない <input type="checkbox"/>	
申請時に従事している他の工事	有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> ※前橋市（水道局含む）及び本市発注以外（国、県など）で従事している工事（受注金額130万円超）がある場合は、有にチェックし下記に詳細を記入。	申請時に従事している他の工事	有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> ※現場代理人（左記※と同条件）として従事している工事、又は専任の技術者として従事している工事がある場合は、有にチェックし下記に詳細を記入。
1	件名	1	件名
	発注者		発注者
	請負金額		請負金額
	履行期間		履行期間
	役職		現場代理人 <input type="checkbox"/> ・主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> ・監理技術者補佐 <input type="checkbox"/>
2	件名	2	件名
	発注者		発注者
	請負金額		請負金額
	履行期間		履行期間
	役職		現場代理人 <input type="checkbox"/> ・主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> ・監理技術者補佐 <input type="checkbox"/>
監理技術者補佐（配置する場合は以下に氏名を記入）			
		氏名	

注1 資格証明書類（資格証、監理技術者証等の写し）、3か月以上の継続的雇用の確認書類、及びその他入札公告で定めるものを添付すること。

注2 入札参加資格審査のため、工事経歴が確認できる書類（竣工時コリンズカルテ、契約書等写し）を求め場合があります。

注3 申請書類に虚偽の記載をし、又は重要な記載をしなかった場合は、指名停止措置をすることがあります。

発行責任者及び担当者

- ・発行責任者 (電話番号)
- ・担当者 (電話番号)

様式第2号の2（第9条関係：業務委託用）

簡易型条件付一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

（宛先）前橋市長

所在地
商号又は名称
代表者の氏名

契約事務案件番号	
件名	
フレックス工期	該当□（該当の場合は以下に設定する履行期間を記入） ・非該当□ 年 月 日 から 年 月 日

配置予定技術者等

主任技術者		照査技術者	
氏名		氏名	
担当技術者（ ）		担当技術者（ ）	
氏名		氏名	

注1 資格証明書類（資格証等の写し）、3か月以上の継続的雇用の確認書類、及びその他入札公告で定めるものを添付すること。

注2 入札参加資格審査のため、業務経歴が確認できる書類（テクリス、契約書等写し）を求める場合があります。

注3 申請書類に虚偽の記載をし、又は重要な記載をしなかった場合は、指名停止措置をすることがあります。

発行責任者及び担当者	
・発行責任者	(電話番号)
・担当者	(電話番号)

様式第2号の3（第9条関係）

関連業者報告書

年 月 日

（宛先）前橋市長

所在地
商号又は名称
代表者の氏名

当社と関連のある建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等業者について次のおり報告します。（該当する項目に☑を記入してください。）

1 該当有り

		記 載 内 容			
関 連 業 者 と の 関 係	資本との関連 〔株式（総数に対 する割合） 出資（総額に対 する割合）〕	業 者 名	株式総数・出資総額	所有株数・出資額	割 合
	人事面の関連 〔役員の兼務 状 況〕	業 者 名	役 職 名		
そ の 他 〔特別な提携 関 係〕	業 者 名	関 係 内 容			

2 該当なし

発行責任者及び担当者	
・発行責任者	（電話番号）
・担 当 者	（電話番号）

様式第3号（第11条関係）

簡易型条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書

年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者の氏名

様

前橋市長

先に申請のあった下記の工事・業務に係る入札参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

(総務部契約監理課)

記

入札公告日	令和 年 月 日	契約事務案件番号	
件名			
履行場所			
入札参加資格の有無	有（無）		
	入札参加資格がないと認めた理由	入札参加条件を満たしていないため (工種：○○○)	

入札参加資格がないと認めた理由について、本通知日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に、入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に関する苦情処理要領で定める苦情申立書（様式第1号）により説明を求めることができます。